06町企財第 770 号 2006年10月10日

各 部 局 長 様

町田市長 石阪 丈一

平成19年度(2007年度)予算編成方針について

政府は、6月に発表した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」の中で、日本の経済について、長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌し、ようやく未来への明るい展望を持てる状況になったと分析している。そして、平成19年度予算編成を、平成23年度における国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の確実な黒字化を目指した「歳出・歳入一体改革」の初年度予算編成と位置づけ、過去3年間にわたって精力的に取り組まれてきた「三位一体改革」の手を緩めることなく、引き続き、構造改革と歳出削減による財政健全化への取組を推進することとしている。

また、「財政再建推進プラン」のもと、再建に全力で取り組んできた東京都の財政は、平成17年度決算で16年ぶりに実質収支が黒字に転換するなど、財政再建に一つの区切りをつけることができた。しかし、都財政が将来にわたって健全性を維持し、増大する財政需要に着実に対応していくには、より一層の財政構造改革が必要であるとしている。7月に発表した「今後の財政運営の指針」では、今後3年間の予算要求枠はゼロ・シーリングを基本とし、市区町村に対する補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを徹底するよう求めており、今後の動向には注視が必要である。

町田市においても、平成17年度は、税制改正や景気の回復傾向などにより、 市税収入が平成9年度以降引き続く減収傾向から増収に転じた。そして、平成 18年度においては定率減税の縮減、平成19年度においては定率減税の廃止 並びに税率一律化による税源移譲に伴う、個人市民税の大幅な増収が見込まれ ている。しかし、定率減税の縮減・廃止に対しては、減税補てん措置としての 地方特例交付金並びに減税補てん債の大幅な減額、平成19年度には所得譲与 税の廃止も実施される。総じて、歳入全体では多くを期待できない状況にある。

歳出においては、少子高齢化の進展に伴い、国民健康保険事業会計・介護保険事業会計・老人保健医療事業会計への繰出金や児童福祉関連の扶助費などが 大幅な増加傾向にある。 一方、近年の厳しい財政状況を反映して積立金残高は減少の一途をたどって おり、今後はその取り崩しによる財源調整も多くを見込めない状況にある。

このため、平成19年度予算編成においては、多額の財源不足が生ずることは明白である。財源の確保に最大限努めることは当然であるが、なお不足する財源は、既存事業を抜本的に見直し、歳出の削減を図り捻出していくほかはない。

この難局を乗り越えるためには、職員提案の積極的な活用や組織内部並びに組織相互の一層の協力関係を進めるなど、全職員の英知を結集し組織を挙げて、歳出全般にわたり既存事業の徹底した見直しを行い、限られた財源で最大の行政効果が発揮できるよう、効率的・効果的な財政運営に取り組んでいかなければならない。

以上の状況を踏まえ、平成19年度予算編成にあたっては、下記事項に基づき行うこととしたので十分留意されたい。

記

I 基本方針

- 1 平成19年度の重点施策は、本年6月の施政方針に基づく4つの都市像としての《市民協働のまち》、《環境先進都市》、《子育て・保健福祉のまち》、《商業・文化芸術都市》を目指すための施策とする。
- 2 本年6月の施政方針に基づく3つの行政経営改革の指針である《徹底 した情報の公開と提供》、《効率的で効果的な行政運営》、《持続可能 な財政の確立》に基づき、事業の見直しを進める。
- 3 各事業は、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度 改正などの必要最小限のものに限定する。
- 4 各部・局による主体的な予算編成とするため、義務的な扶助費等を除い た経常事業について、一般財源枠配分方式とする。各部・局への一般財源 枠配分額は、過年度の決算額を基準として算定するものとする。
- 5 各部・局の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額 を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を新たに導入す

る。

- 6 予算編成は、事務事業カルテなどに基づき、過去の決算状況を徹底的に 分析し、実績を踏まえるとともに事後評価を重視して行うものとする。
- 7 「新・町田市行財政改革プラン(新・OPTIMA21)」に基づく、改 革・改善項目を、予算に反映させること。

Ⅱ 個別事項

1 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始 後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再 構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

- 2 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。
- 3 人件費については、各部・局において全事業にわたり徹底した見直しを 行い、人材の効率的活用を図るなど、経費の節減に努めること。
- 4 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、 対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招く ことのないよう、適正な制度運用を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず 整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

5 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、 後年度の維持管理経費に留意し、経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのない よう計画的に行うこと。

- 6 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証や費用 対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・ 検証し、徹底的に見直すこと。また、補助団体については、安易に補助金 等に依存することなく、自主性・自立性を図ることを目標に、適切な指導 ・監督を行うこと。
- 7 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。
- (1) 市税については、引き続き徴税努力を傾注すること。
- (2) 使用料及び手数料、負担金等については、改めてその水準が適正であるかどうかを再検討し、負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って適正化を図ること。また、無料施設の有料化や広告掲載による収入についても積極的に検討し、推進すること。

なお、制度上、負担金等の徴収が可能なものや、実費負担を求めることができるものについては、改めて精査し、もれなく徴収すること。

- (3) 財産収入については、未利用市有地の売却をこれまで以上に進めること。 あるいは、貸付による有効活用を図り、収入の確保に努めること。
- 8 国・都の補助事業については、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、市に おいて肩代わり負担はしないものとする。

9 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく 節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

Ⅲ その他

各部・局における予算編成作業においては、総務担当課、管理主幹が調整機能を発揮するよう留意すること。